

医療制度がスタートします

4 回目

均等割額が5割軽減されるかた：総所得金額 基礎控除額（33万円）+ 24.5万円 × 被保険者数
（被保険者である世帯主を除く。）

均等割額が2割軽減されるかた：総所得金額 基礎控除額（33万円）+ 35万円 × 被保険者数
公的年金等に係る所得については、総所得金額から15万円控除します。

2 被扶養者であったかた

健康保険組合や共済組合等の被扶養者であったかたの保険料の均等割額については、平成20年4月から9月までの6か月間は負担はなく、10月から平成21年3月までの6か月間は9割軽減されます。

保険料の納め方

年額18万円（ひと月1万5千円）以上の年金を受給しているかたは、年金から天引き（特別徴収）されます。ただし、介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超えるかたは、納付書または口座振替により、市町村へ納めていただきます（普通徴収）。

問合せ 保険年金課国民健康保険税係 内線142・147・148
埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048(833)3222
埼玉県後期高齢者医療広域連合ホームページ <https://www.saitama-koukikourei.org/>

例3 自営業の子（世帯主）と同居している被保険者の場合 子：営業所得55万円、母：公的年金収入100万円（均等割額の5割が軽減されます）

	所得割額	均等割額	合計(保険料)
(本人) 年金収入1,000,000円 年金収入 公的年金控除 年金所得 1,000,000円 - 1,200,000円 = 0円 年金所得は、0円	年金所得が 基礎控除額（33万円）以下のため、 所得割額は、0円	(5割軽減) ² 均等割額 5割軽減される額 減額後の均等割額 42,530円 - (42,530円 × 0.5) = 21,265円 均等割額は、21,260円(10円未満切捨て)	21,260円

2 軽減割合の判定

《軽減判定所得》

- ・ 子 営業所得55万円
- ・ 母 100万円 - 120万円（公的年金所得控除） - 15万円（高齢者特別控除） = 0万円
- ・ 世帯の軽減判定所得 = + = 55万円

当該世帯の軽減判定所得が57.5万円（33万円 + 24.5万円）以下のため、5割軽減に該当します。

例4 公的年金を受給している被保険者の場合 夫：公的年金収入235万円、妻：公的年金収入79万円（均等割額の2割が軽減されます）

	所得割額	均等割額	合計(保険料)
(夫) 年金収入2,350,000円 年金収入 公的年金控除 年金所得 2,350,000円 - 1,200,000円 = 1,150,000円 年金所得は、1,150,000円	年金所得 基礎控除 所得割率 所得割額 (1,150,000円 - 330,000円) × 7.96% = 65,272円 所得割額は、65,270円(10円未満切捨て)	(2割軽減) ³ 均等割額 2割軽減される額 減額後の均等割額 42,530円 - (42,530円 × 0.2) = 34,024円 均等割額は、34,020円(10円未満切捨て)	99,290円
(妻) 年金収入790,000円 年金収入 公的年金控除 年金所得 790,000円 - 1,200,000円 = 0円 年金所得は、0円	年金所得が 基礎控除額（33万円）以下のため、 所得割額は、0円	(2割軽減) ³ 均等割額 2割軽減される額 減額後の均等割額 42,530円 - (42,530円 × 0.2) = 34,024円 均等割額は、34,020円(10円未満切捨て)	34,020円

3 軽減割合の判定

《軽減判定所得の算出》

- ・ 夫 235万円 - 120万円（公的年金所得控除） - 15万円（高齢者特別控除） = 100万円
- ・ 妻 79万円 - 120万円（公的年金所得控除） - 15万円（高齢者特別控除） = 0万円
- ・ 世帯の軽減判定所得 = + = 100万円

当該世帯の軽減判定所得が103万円（33万円 + 35万円 × 2）以下のため、2割軽減に該当します。

平成20年4月から新しい高齢者

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上の高齢者を対象とした新たな高齢者医療制度が始まります。そこで、今回は、後期高齢者医療制度の「保険料」についてお知らせします。



～ 保険料率が決まりました ～

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員に負担していただく「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額（賦課限度額50万円、10円未満の端数切捨て）で、被保険者一人ひとりに負担していただくことになります。

11月21日開会の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会で平成20年度及び平成21年度の保険料(率)が決定しました。

- ・均等割額 42,530円
 - ・所得割率 7.96%
- (前年の所得から住民税の基礎控除額33万円を控除した額に乗じて、所得割額を算定します。)

軽減措置があります

1 所得額が一定基準額以下のかた

世帯の総所得金額が一定基準額以下の場合には、次のとおり均等割額の軽減措置が受けられます。
均等割額が7割軽減されるかた：総所得金額 基礎控除額（33万円）

保険料の算出方法

保険料の計算

例1 公的年金を受給している被保険者の場合 本人：年金収入208万円の場合

	所得割額	均等割額	合計(保険料)
(本人) 年金収入2,080,000円		42,530円	86,310円
年金収入 公的年金控除 年金所得 2,080,000円 - 1,200,000円 = 880,000円	年金所得 基礎控除 所得割率 所得割額 (880,000円 - 330,000円) × 7.96% = 43,780円		
年金所得は、880,000円	所得割額は、43,780円		

例2 公的年金を受給している被保険者の場合 夫：公的年金収入160万円、妻：公的年金収入125万円
(均等割額の7割が軽減されます)

	所得割額	均等割額	合計(保険料)
(夫) 年金収入1,600,000円		(7割軽減) ¹	18,320円
年金収入 公的年金控除 年金所得 1,600,000円 - 1,200,000円 = 400,000円	年金所得 基礎控除 所得割率 所得割額 (400,000円 - 330,000円) × 7.96% = 5,572円	均等割額 7割軽減される額 減額後の均等割額 42,530円 - (42,530円 × 0.7) = 12,759円	
年金所得は、400,000円	所得割額は、5,570円(10円未満切捨て)	均等割額は、12,750円(10円未満切捨て)	
(妻) 年金収入1,250,000円	年金所得が基礎控除額(33万円)以下のため、	(7割軽減)	12,750円
年金収入 公的年金控除 年金所得 1,250,000円 - 1,200,000円 = 50,000円	所得割額は、0円	均等割額 7割軽減される額 減額後の均等割額 42,530円 - (42,530円 × 0.7) = 12,759円	
年金所得は、50,000円		均等割額は、12,750円(10円未満切捨て)	

1 軽減割合の判定

《軽減判定所得の算出》

- ・夫 160万円 - 120万円(公的年金控除) - 15万円(高齢者特別控除) = 25万円・・・
- ・妻 125万円 - 120万円(公的年金控除) - 15万円(高齢者特別控除) = 0万円・・・
- ・世帯の軽減判定所得 = + = 25万円

当該世帯の軽減判定所得が33万円以下のため、7割軽減に該当します。